



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 2 2 号 令和 2 年 9 月 3 0 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
8 3	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
8 4	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 3	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第八十三号）
 - 一 家畜改良増殖法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 徳島県漁港管理条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和二年十月一日から施行することとした。
- 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八十四号）
 - 一 地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和三年一月一日から施行することとした。ただし、一の一部については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第八十三号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第四号中「第三十五条第一項の規定による地方種畜検査委員による立入検査等」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

- 1 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可
- 2 第二十五条の二第一項の規定による家畜人工授精所の名称等の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
- 3 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び同条第二項の規定による開設の許可の取消し又は使用の停止命令
- 4 第三十四条第三項の規定による家畜人工授精所の運営の状況の報告の受理及び同条第四項の規定による種畜の飼養者等からの報告の徴収
- 5 第三十五条第一項の規定による地方種畜検査委員による立入り、質問、検査及び種畜の精液又は家畜受精卵の収去
- 6 第三十五条の四第二項の規定による家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収等の命令

別表第二の三徳島県家畜保健衛生所の長の項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 徳島県農林水産関係手数料条例第二条の規定による手数料の徴収（委任事務に係るものに限る。）

別表第三個別事項の項第四十一号の7中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「許可」の下に「、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による占用の期間の延長」を加え、同号中14を16とし、8から13までを2ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

- 8 第九条の二第一項の規定による甲種漁港施設の使用の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による使用の期間の延長
- 9 第九条の三第二項の規定による使用の届出の受理

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

徳島県規則第八十四号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の三その一納税通知書裏面の注意事項第一号、その二納税通知書裏面、その三納税通知書裏面、その四納税通知書裏面、その五納税通知書裏面の注意事項第一号、その六納税通知書裏面、その七納税通知書裏面、その八納税通知書裏面及びその九納税通知書裏面、様式第一号の五その二納付書裏面の注意事項並びに様式第一号の六その一督促状裏面、その二督促状裏面及びその三督促状裏面の注意事項第三号中「特別基準割合」を「延滞金特別基準割合」に改め、「各年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」とに規定する平均貸付割合」に改める。

様式第一号の九の三十五その二の注意事項第四号中「特別基準割合」を「還付加算金特別基準割合」に改める。

様式第一号の二十の二の三に備考として次のように加える。

備考 この通知書は、法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の更正又は決定の通知をする場合（その2に定める法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の更正（決定）等通知書により更正又は決定の通知をする場合を除く。）に用いるものとする。

様式第一号の二十の二の三を様式第一号の二十の二の三その一として、同様及びその二として次のように加える。

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正（決定）等通知書

所在地

〒

法人名

様

年 月 日

次のとおり更正（決定）しましたので、通知します。

徳島県東部県税局長

徳島県 総合県民局長

印

事業年度又は連結事業年度

年 月 日から 年 月 日まで

事業税				県民税			
法第七十二条の二第一項第一号	所得割	課税標準	税率	税額	法人税額又は個人所得割額	総額	円
		千円				本県分	
法第七十二条の二第一項第一号	本県分				法人税割額		
					特定制控除金額		
					外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
					外国の法人税等の額		
法第七十二条の二第一項第一号	付加価値割				仮装経理に課税		
					既納付税額		
					租税条約の実施に		
					に		
法第七十二条の二第一項第一号	資本割				差引法人税割額		
					均等割額		
					既納付税額		
					均等割額		
法第七十二条の二第一項第一号	収入割				納付すべき額		
					均等割額		
					差引均等割額		
					均等割額		
法第七十二条の二第一項第三号	所得割				納付すべき額		
					均等割額		
					差引均等割額		
					均等割額		
法第七十二条の二第一項第三号	付加価値割				納付すべき額		
					均等割額		
					差引均等割額		
					均等割額		
法第七十二条の二第一項第三号	資本割				納付すべき額		
					均等割額		
					差引均等割額		
					均等割額		
法第七十二条の二第一項第三号	収入割				納付すべき額		
					均等割額		
					差引均等割額		
					均等割額		
合計 事業税額							
特定制控除金額		仮装経理に基づく控除額		租税条約の実施に			
既納付税額		既納付税額		に			
		納付すべき額		事業税額			
特別法人事業税							
法第七十二条の二第一項第一号		課税標準	税率	税額	法人番号		
法第七十二条の二第一項第二号							
法第七十二条の二第一項第三号					更正・決定の理由		
法第七十二条の二第一項第三号							
合計 特別法人事業税額							
仮装経理に		円	既納付税額	確定額			
に基づく控除額			特別法人事業税額				
租税条約の実施に			納付すべき額				
に係る控除額			特別法人事業税額				
加算金額	決定額	不申告加算金		過少申告加算金		重加算金	
	既決決定額	円		円		円	
	納付すべき加算金額						
差引合計額				円			
指定納期限				年 月 日			

注意事項

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知事（東部県税局長 徳島県 総合県民局長 経由）に審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

この通知書は、地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）に対して法人の県民税並びに法人の事業税及び特別法人事業税の更正又は決定の通知をする場合に用いるものとする。

様式第十九号の二の五の十二中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改め、「
昨年の前年に」を削ぐ、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」
に改める。

様式第十九号の二の五の十九中「１００円未満の端数があるときは」を「１００円未満
の端数があるときは、」と、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と改め、「各年
の前年に」を削ぐ、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」と改
める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、様式第一号の二十の二の三に備
考として次のように加える改正規定及び同様式を様式第一号の二十の二の三の二と「
同様式にその二として次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。」

徳島県訓令第十三号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳 島 県 議 会 事 務 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄第四号の8から10までの規定中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表薬務課の項部長の欄第一号の1中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「処分」の下に「（第七十六条の三の二の規定により麻薬取締員が行うものを含む。）」を加え、同項課長の欄第一号の5中「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同号の17中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第五項」に改め、「収去」の下に「（第七十六条の三の二の規定により麻薬取締員が行うものを含む。）」を加え、同表畜産振興課の項課長の欄第四号の7を次のように改める。

7 第三十四条第五項の規定による通知

別表第四畜産振興課の項課長の欄第四号中8から10までを削り、同欄第二十一号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第二十五号の3中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同表生産基盤課の項部長の欄第九号に次のように加える。

5 第三十九条第五項の規定による区域及び物件の指定

別表第四生産基盤課の項部長の欄第十号中「次のこと（）」の下に「1、2、4及び5にあつては、」を加え、同号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第九条の二第一項第一号の規定による施設の指定

別表第四生産基盤課の項課長の欄第十二号中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 第九条の二第一項の規定による甲種漁港施設の使用の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による使用の期間の延長

別表第四建設管理課の項部長の欄第三号の1中「第十九条の五」を「第十九条の六第一項又は第二項」に改め、「勧告」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同号の6中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号及び第六号」に改め、同号中12を13

とし、11の次に次のように加える。

- 12 第四十一条の二第二項の規定による建設資材製造業者等に対する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による建設資材製造業者等に対する命令並びに同条第四項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

別表第四建設管理課の項課長の欄第三号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同号に1として次のように加える。

- 1 第十九条の六第四項の規定による報告又は資料の提出の要求

別表第四住宅課の建築指導室の項部長の欄第十六号の15中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改め、同欄第二十号中6を9とし、2から5までを3ずつ繰り下げ、1を4とし、同4の前に次のように加える。

- 1 第十条の二十第一項の規定による指定登録機関の指定

- 2 第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による二級建築士等登録事務の休廃止の許可

- 3 第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による指定登録機関の指定の取消し並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定登録機関の指定の取消し及び二級建築士等登録事務の全部若しくは一部の停止命令

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第二十四号中64を65とし、28から63までを1ずつ繰り下げ、27の次に次のように加える。

- 28 第六十条の二の二第三項の規定による許可及び同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号の25中「実施」の下に「及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示」を加え、同25を同号の40とし、同40の前に次のように加える。

- 38 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による事務所登録等事務の休廃止の公示

- 39 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は事務所登録等事務の全部若しくは一部の停止の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中24を37とし、21から23までを13ずつ繰り下げ、20を33とし、同33の前に次のように加える。

- 32 第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定事務所登録機関の名称若しくは住所又は事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中19を31とし、15から18までを12ずつ繰り下げ、同号の14中「実施」の下に「及び第十五条の六第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示」を加え、同14を同号の26とし、同26の前に次のように加える。

- 24 第十五条の六第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による二級建築士等試験事務の休廃止の公示

25 第十五条の六第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は二級建築士等試験事務の全部若しくは一部の停止の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中13を23とし、10から12までを10ずつ繰り下げ、9を19とし、同19の前に次によつて加える。

18 第十五条の六第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第十五条の六第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中8を17とし、7を16とし、6を15とし、5の次に次のように加える。

6 第十条の二十第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第十条の二十第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地の変更の公示

7 第十条の二十第三項において準用する第十条の七第一項の規定による役員を選任及び解任の認可並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員の解任命令

8 第十条の二十第三項において準用する第十条の九第一項の規定による登録事務規程の認可及び変更の認可並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の九第三項の規定による登録事務規程の変更命令

9 第十条の二十第三項において準用する第十条の十第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可

10 第十条の二十第三項において準用する第十条の十二の規定による監督命令

11 第十条の二十第三項において準用する第十条の十三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等

12 第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による二級建築士等登録事務の休廃止の公示

13 第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は二級建築士等登録事務の全部若しくは一部の停止の公示

14 第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による二級建築士等登録事務の実施及び第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第十一号の1中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第五項」に改め、同号の2中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同表徳島県東部県土整備局長の項第四号中3を5とし、同号の2中「同項第四号」を「同項第五号及び第六号」に改め、同号中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第十七条の二第一項から第三項までの規定による認可

3 第十七条の三第一項の規定による認可

附 則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。